

藤岡市農業委員会
令和2年8月
定例会議事録

令和2年8月5日招集

令和2年藤岡市農業委員会第8回定例会議事録

令和2年8月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和2年藤岡市農業委員会第8回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第46号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

議案第52号 農用地利用配分計画（案）について

報告第15号 農地法関係出願等について

[出席委員]（14名）

1 番 秋山 幸夫	2 番 宮澤 一夫	3 番 清水 文江	4 番 浦部 隆
5 番 浅見 健司	6 番 折茂 新一	7 番 黒澤 義雄	8 番 関根 隆雄
9 番 折茂 高弘	10 番 金澤 貞夫	11 番 岩下 次夫	12 番 茂木 由子
13 番 山口 暁	14 番 福田 俊太郎		

[欠席委員]（なし）

[出席農地利用最適化推進委員]（なし）

[事務局]

事務局 長	秋山 弘和	事務局 次長	高田 克巳
次長補佐兼係長	岸 憲彦	主 任	牧 眸美
主 事	松本 峻		

（開 会 13時30分）

事務局次長

ただ今より令和2年第8回定例会を進行させていただきます。

本定例会は、第23期農業委員体制になって初めての定例会になりますのでよろしくお願ひします。本日も新型コロナウイルス感染防止の観点から密の状態を少しでもなくすため、推進委員さんのご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましても、東庁舎3階大会議室を用意しておりますので、2班の委員さんにつきましては下審査の際に移動をお願いしたいと思います。

それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。
(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和2年第8回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。
議事録署名委員を指名いたします。4番浦部委員、5番浅見委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。
議案第46号農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 議案第46号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第46号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。議案第46号整理番号1番は面積が3,000㎡を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。
続きまして、議案第47号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 議案第47号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 折茂高弘委員どうぞ。

折茂高弘委員 これは、当初の計画から分筆して計画変更が出てきていますが、分筆した残りの土地については当初の計画が残るということでしょうか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 分筆した残りの土地についても、一般住宅用地の既存宅地として買い手

がつき次第、申請が出てくるものと思われます。

議長 他にご意見はありますか。
(異議なし)

議長 他に意見もないようですので、採決します。議案第 47 号整理番号 1 番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 47 号整理番号 1 番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第 48 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 49 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 50 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 3 議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 3 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13 時 43 分 休憩)

(15 時 03 分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。
それでは、議案第 48 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 48 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、根岸の U さんが、経営規模の拡大を図るため、根岸の農地 2 筆、338 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 15 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 48 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 48 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 48 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 48 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番の 1 件です。

整理番号 2 番は、藤岡の H さんが、経営規模の拡大を図るため、下日野の農地 2 筆、818.85 m²を贈与で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 15 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 48 号整理番号 2 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 48 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 48 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 49 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 49 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。

整理番号 1 番は、藤岡の I さんが、藤岡の農地を露天農業用機材置場用地として転用するもので、面積は 1,071 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、進入路部分の土地利用等が不明確であるため、保留とすることで意見決定しました。

整理番号 2 番は、下戸塚の N さんが、下戸塚の農地を露天駐車場用地として転用するもので、面積は 80 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、下日野の K さんが、下日野の農地を庭用地として転用するもので、面積は 344 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見

決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 49 号整理番号 1 番から 3 番について 2 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番については下審査の結果、保留との報告がありましたが何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 49 号整理番号 1 番は保留とし、調査確認のため次回に持ち越すことに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 49 号整理番号 1 番は保留と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 49 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 49 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 49 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 49 号整理番号 3 番は許可と決定します。暫時休憩いたします。

(15 時 11 分 休憩)

(15 時 12 分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。議案第 50 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 50 号農地法第 5 条の規定による許可申請につ

いて、1班で付託を受けたのは整理番号1番から8番の8件です。

整理番号1番は、立石のIさんが、立石の農地を売買で取得し、通路用地として転用するもので、面積は81㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号2番は、市外の法人が、中島の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は207㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号3番は、浄法寺のYさんが、中島の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は146㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号4番は、森のSさんが、森新田の農地を売買で取得し、露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するもので、面積は428㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号5番は、本郷のYさんが、本郷の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は286㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、水道の引き込みについて再度現地確認後、事前着工であれば代理人へ指導するという条件付き許可相当と意見決定しました。

整理番号6番は、緑埜のHさんが、鮎川の農地を使用貸借で借り受け、一般住宅用地として転用するもので、面積は497㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、水道の引き込みについて再度現地確認後、事前着工であれば代理人へ指導するという条件付き許可相当と意見決定しました。

整理番号7番は、市外の法人が、鬼石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は663㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号8番は、市外のSさんが、保美濃山の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,288㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第50号整理番号1番から8番について1班の班長さんより報告がありました。始めに整理番号1番について、何かご意見がありましたら

お願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 5 番について、水道の引き込みについて事前着工であれば指導するという条件付きで許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 5 番は条件付き許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 6 番について、水道の引き込みについて事前着工であれば指導するという条件付きで許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 6 番は条件付き許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 8 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 50 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 9 番から 13 番の 5 件です。

整理番号 9 番は、市外の法人が、小林の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,910 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 10 番は、岡之郷の K さんが、下戸塚の農地を売買で取得し、

指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 393 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、本郷の S さんが、上大塚の農地を賃貸で借り受け、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 138 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 12 番は、本動堂の K さんが、中大塚の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、面積は 831 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 13 番は、市内の法人が、上落合の農地を賃貸で借り受け、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 629 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 50 号整理番号 9 番から 13 番について 2 班の班長さんより報告がありました。始めに整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 12 番は許可と決定します。次に整理番号 13 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 13 番は許可と決定します。続きまして、議案第 51 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 51 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 51 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 51 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 52 号農用地利用配分計画（案）について上程します。

事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 　ただ今、議案第 52 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 　特に、意見もないようですので、採決します。議案第 52 号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 　挙手全員でございますので異議なしと認め、議案第 52 号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、報告第 15 号を上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 　ただ今、報告第 15 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 　特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和 2 年第 8 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 15時33分)